

根室場所におけるアイヌの命名規則と幕府の同化政策

遠藤 匡俊

I. はじめに

- (1) 目的
- (2) 史料と方法

II. アイヌの和名化

- (1) 第1回目の幕府の蝦夷地直轄と和名化
- (2) 第2回目の幕府の蝦夷地直轄と和名化
- (3) 根室場所におけるアイヌの和名化

III. 根室場所における命名規則と和名化

- (1) 安政期のアイヌ社会と命名規則
- (2) 根室場所における命名規則と和名化
- (3) 同名率と和名化率の経年変化
- (4) アイヌ文化と和名化

IV. むすび

I. はじめに

- (1) 目的

明治期以降のアイヌ社会においては、出生した子供に命名する際に、近所に生きている人々や既に死んだ人と同じ名をつけないようにしていたといわれる¹⁾。個人名の命名にあたって、文字をもたなかったアイヌは、周囲の人々の名を思い浮かべて、同じ名とならないように配慮したものと考えられる。このような、いわば命名規則の空間的適用範囲が、アイヌの人々にとっては重要な地域社会であったと考えられる²⁾。

しかし、命名規則に関する具体的な検討がなされてこなかったために、アイヌ社会にお

いて命名規則が本当に機能していたのかどうか、どの程度の空間的範囲に生活する人々に適用されていたのかどうかについては、これまでほとんど不明であった。嘉永1~安政5(1848~1858)年間の根室場所のアイヌについては、個人名の照合によって、同じ名をつけないという命名規則の空間的適用範囲は、集落のみならず根室場所全域にまで及んでおり、よく遵守されていたことが示された³⁾。このような命名規則は、嘉永1~安政5年の根室場所のアイヌに限らず、アイヌ固有の文化であった可能性がある⁴⁾。さらに、文字をもたない人々の空間認識や精神構造を知る上でも、アイヌ社会における命名規則とその空間的適用範囲の研究は重要であると考えられる。

蝦夷地を直轄地とした幕府の同化政策によって、アイヌの個人名がアイヌ名(アイヌ語の名)から和名(日本語の名)へ改名されたり、アイヌの風俗、習慣、衣服などが和人化されたことについては、これまでに多くの研究例がある⁵⁾。しかし、個人名の命名規則に関するアイヌ文化が、幕府の同化政策によってどのような影響を受けたのかについては、これまで具体的な検討はなされていない。蝦夷地へのアイヌ以外の民族の移民・植民が本格的に始まるのは明治期になってからのことである。明治期以前における幕府の同化政策によるアイヌ名の和名化は、蝦夷地周辺におけるロシアの南下政策に対する恐怖と国境

キーワード：アイヌ、命名規則、和名、同化政策、根室場所

問題を抱えていた時代背景からすれば、いわば擬制的な「和人の蝦夷地への移民・植民」ととらえることができる⁹⁾。

本稿の目的は、19世紀中葉の根室場所においてアイヌ文化として広く機能していたと考えられる個人名の命名規則が、幕府の同化政策によってどのような影響を受けたのかを明らかにすることである。

(2) 史料と方法

用いた史料は、根室(ネモロ)場所では「藤野家文書」(北海道立文書館蔵マイクロフィルム)、「加賀家文書」(北海道立図書館蔵マイクロフィルム)、「松浦武四郎文書」(国文学研究資料館史料館蔵)、寛政12(1800)年の択捉(エトロフ)場所では「恵登呂府村々人別帳」(東京大学史料編纂所蔵)、享和3(1803)年の厚岸(アッケシ)場所では「東蝦夷厚氣志蝦夷人別」(函館市立図書館蔵)、文化9(1812)年の静内(シズナイ)場所では「志津内場所蝦夷家数人別帳」(北海道立図書館蔵マイクロフィルム)、文政5(1822)年の高島(タカシマ)場所では「タカシマ御場所蝦夷人別書上」(小樽市博物館蔵「西川家文書」所収)、文政11(1828)年の北蝦夷地東浦では「北蝦夷東西惣人別帳」(函館市立図書館蔵)などである。

また、安政3～安政5(1856～1858)年の和名化や命名規則の分析では、「松浦武四郎文書」などを用いた。同名率と和名化率の経年変化の分析では、高島場所では「西川家文書」(小樽市博物館蔵)、静内場所では元治1(1864)年の「シツナイ御場所惣土人人別家数名前書上」(北海道立図書館蔵マイクロフィルム)、慶応1(1865)年の「シツナイ御場所惣土人人別家

数名前書上」(静内町郷土館蔵)、慶応2(1866)年の「覚(シツナイ場所土人人別帳)」(北海道立図書館蔵マイクロフィルム)、明治4(1871)年の「稲田家静内郡支配中取調書」(北海道立文書館蔵)を用いた。

和名化の分析においては、人別帳などの史料に記された個人の名前を、とくに音声に着目してアイヌ名と和名とに分類した。多くの場合には、アイヌ名はカタカナで記され、和名は漢字もしくはひらがなで記されていた。こうして、アイヌ名のみをもつ人、和名のみをもつ人、アイヌ名と和名の2つの名をもつ人、無名の人に4分類した。

命名規則の分析においては、人別帳などの史料に記された個人の名前を照合し、文字の音声に着目して、同名かどうかを判断した。こうして個人名の命名規則がどの程度に遵守されていたのかを把握した。

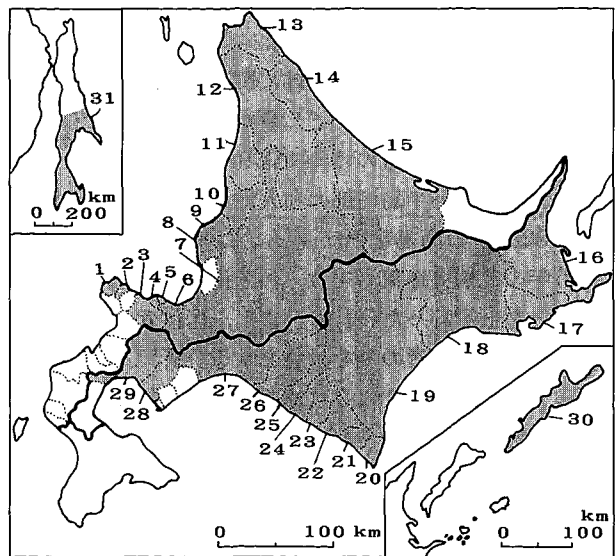


図1 対象地域

1: シャコタン, 2: ビクニ, 3: ヨイチ, 4: オショロ, 5: タカシマ, 6: オタルナイ, 7: イシカリ, 8: ハママシケ, 9: マシケ, 10: ルルモツベ, 11: トママイ, 12: テシオ, 13: ソウヤ, 14: エサシ, 15: モンベツ, 16: ネモロ, 17: アッケシ, 18: クスリ, 19: トカチ, 20: ホロイヅミ, 21: シヤマニ, 22: ウラカワ, 23: ミツイシ, 24: シズナイ, 25: ニイカッ, 26: サル, 27: ユウツ, 28: ウス, 29: アプタ, 30: エトロフ, 31: カラフト
点線は場所の境界を示す。アミは対象地域を示す。場所の境界は片上広子「松浦武四郎の調査記録による蝦夷地の地域構造の分析」, 歴史地理学 158, 1992, 22-36頁。を参考にした。

対象としたのは、嘉永1～安政5 (1848～1858)年の東蝦夷地の根室場所のアイヌである(図1)。

II. アイヌの和名化

(1) 第1回目の幕府の蝦夷地直轄と和名化

幕府は蝦夷地で生活していたアイヌの風俗・習慣を和人風に変えるべく、アイヌに対して同化政策を継続して行った。近藤重蔵の残した記録に基づき、寛政12(1800)年の択捉(エトロフ)島における和名化の具体例が報告された⁷⁾。第1回目の幕府直轄期に幕府が最も同化政策に力を注ぎ成功したのは、ロシアと境を接していた択捉場所であった⁸⁾。また、択捉場所において月代(さかやき)・髭(ひげ)を剃ったりするなど、和人風に改俗したアイヌは27%であったことが示され⁹⁾、その値は後にさらに高まったという¹⁰⁾。

しかしながら、蝦夷地の東部に位置する享和3(1803)年の厚岸場所でごく少数の和名化の事例が確認されるものの、文化9(1812)年の静内場所や渡島半島南部の和人地に近い文政5(1822)年の高島場所、あるいは文政11(1828)年の北蝦夷地東浦では、和名化した事例はほとんど無かった(表1)。また、居住者全員ではなく役職者のみを対象とする分析¹¹⁾によって、文化5～文化8(1808～1811)年の東蝦夷地における改名率は、択捉、国後場所では90～100%と高いものの、山越内、勇払、幌泉、十勝、釧路場所では0～10%と低かったことが示されている。このように、第1回目の幕府の同化政策は、和名化に関する限りは、必ずしも成功したとはいえない。

(2) 第2回目の幕府の蝦夷地直轄と和名化

蝦夷地は一旦は幕府の直轄地となった後、松前藩へ復領となる。その後、安政2(1855)年からは再び幕府の直轄地となり、安政3～

表1 1800年代初期におけるアイヌの和名化率

年	地域	人口(p)	和名保持者数(a)	和名化率 a/p(%)
寛政12(1800)年	エトロフ(択捉)場所	1,128	210	18.6
享和3(1803)年	アッケシ(厚岸)場所	704	18	2.6
文化9(1812)年	シズナイ(静内)場所	569	0	0
文政5(1822)年	タカシマ(高島)場所	189	0	0
文政11(1828)年	カラフト(北蝦夷地東浦)	2,094	0	0

「恵登呂府村々人別帳」、「東蝦夷厚氣志蝦夷人別」、「志津内場所蝦夷家数人別帳」、「タカシマ御場所蝦夷人別書上」、「北蝦夷東西惣人別帳」により作成。

安政4(1856～1857)年にはアイヌを意味する文字が蝦夷、蝦夷人、夷人から土人へと変わり、アイヌの風俗、言語、名前、衣服などを和人化する同化政策がかなり進められた¹²⁾。本稿では、(1)女性の黥(文身、入れ墨)、男性の耳環等の禁止、(2)断髪をやめて、女性は髪を束ね、男性は月代・髭を剃ること、(3)アイヌ名を和名へ改名すること、などのいずれかが実行されたことをもって「和風化」という用語で表現することにする。

安政3～安政5(1856～1858)年において、アイヌ人口の50%以上が和名化していた地域は、東蝦夷地の根室場所のみであり、和名化率は69.3%であった(表2)。次いで、東蝦夷地の厚岸場所の27.5%、西蝦夷地の高島場所の22.4%である。和風化についてみると、安政5年において、アイヌ人口の50%以上が和風化していたのは、根室場所(70%)、西蝦夷地の忍路場所(76.4%)、余市場所(60.1%)、積丹場所(51.7%)などであり、根室場所では既に報告されているように和風化率も非常に高かった¹³⁾。表2では、必ずしも蝦夷地全域が対象地域とはなっていないが、根室場所のアイヌにおいては、和名化率および和風化率が非常に高かったといえる。

紋別場所のアイヌは、安政3(1856)年当時にはすでに和人の影響を強く受けており遠隔地への長期的な出稼ぎを和人側から強いられた地域として知られる¹⁴⁾が、和名化率は1.7%、和風化率は6.7%と非常に低かった。また安政3年の北蝦夷地においては、択捉場

所と同様にロシアとの境を接していた地域であったにも関わらず、和名化率は非常に低かった。2年後の安政5年には北蝦夷地の東海岸地域では役職者30人が和風化したものの、西海岸地域では一人も和風化しなかったという¹⁵⁾。蝦夷地は、ロシアの南下政策という北方の脅威が千島列島方面であったときに第1回目の幕府直轄地となり、その脅威が一旦はおさまった後に、今度は樺太(北蝦夷地)方

表2 安政3～安政5(1856～1858)年における和名化率と和風化率

地域	人口(p)	和名保持者数		和名化率	和風化率
		アイヌ名+和名	和名のみ	a/p(%)	(%)
オシヨロ(忍路)	127				76.4
ネモロ(根室)	628	384	51	69.3	70.0
ヨイチ(余市)	491				70.1
シャコタン(積丹)	29				51.7
マシケ(増毛)	91				31.9
オタルナイ(小樽内)	98				29.6
トマイ(苫前)	116				22.4
アッケシ(厚岸)	204	0	56	27.5	19.4
タカシマ(高島)	67	0	15	22.4	19.4
ソウヤ(宗谷)	369	0	71	19.2	17.3
ピクニ(美国)	18				16.7
ルルモツペ(留萌)	193				16.6
シズナイ(静内)	833	1	88	10.6	
ハマシケ(浜益毛)	202				9.9
アブタ(虻田)	591	0	58	9.8	
ミツイシ(三石)	225	0	22	9.8	
ウス(宇寿)	482	0	40	8.3	
エサシ(枝幸)	194	0	15	7.7	
テシオ(天塩)	269				7.4
モンベツ(紋別)	715	8	4	1.7	6.7
イシカリ(石狩)	543				3.7
クスリ(釧路)	1,306				3.5
ウラカワ(蒲河)	560	0	5	0.9	
ホロイズミ(幌泉)	110	0	1	0.9	
ニイカッパ(新冠)	411	0	2	0.5	
トカチ(十勝)*	758	0	2	0.3	1.5
カラフト(北蝦夷地)*	341	0	1	0.3	
ユウフツ(勇払)	1,172	0	2	0.2	
サル(沙流)	1,220	0	1	0.1	
シャマニ(様似)	181	0	0	0	

*: 一部の地域を除く。
人口、和名保持者数、和名化率の値は、アッケシ、モンベツ、ホロイズミ、カラフト、シャマニは安政3年、ソウヤ、ウス、エサシは安政4年、その他の地域は安政5年の値である。また和風化率と人口の値は、アッケシ、クスリは安政3年、シャコタン、ピクニは安政4年、その他の地域は安政5年である。史料により人口が異なる場合には、和名化率を求めた史料に従った。和風化率の値は、高倉新一郎(1972, 注5)④, 360～361頁)の「割合(帰俗割合)」の値と少し異なる。
「松浦武四郎文書」、「藤野家文書」、「加賀家文書」、「西川家文書」、「人別帳」、「観国録」、「蝦夷日記」(後藤蔵吉)、「協和私役」により作成。

面になったときに第2回目の幕府直轄地となったとされる¹⁶⁾。しかし、第2回目の幕府直轄期の安政期における和名化率は、千島列島方面の根室場所においてより高く、樺太方面の北蝦夷地、宗谷場所においてより低かった。表2では、宗谷場所と枝幸場所は別になっているが、両者を合わせて宗谷場所とすると、宗谷場所の和名化率は15.3%とさらに低い値となる。これは、安政期から開始された第2回目の幕府の同化政策に対しても、北蝦夷地や宗谷場所のアイヌは容易には服さなかったためであると考えられる。

(3) 根室場所におけるアイヌの和名化

根室場所においては、嘉永1(1848)年から安政2(1855)年にかけては、アイヌ人口の90%以上の人アイヌ名のみをもっていた(図2)。それが安政4(1857)年と安政5(1858)年にはアイヌ名のみをもつ人は30%程度になり、アイヌ人口の約60%がアイヌ名のほかに和名をも保持するようになっていた。つまり、安政5年の根室場所は、アイヌの和名化率および和風化率が高かった(表2)が、

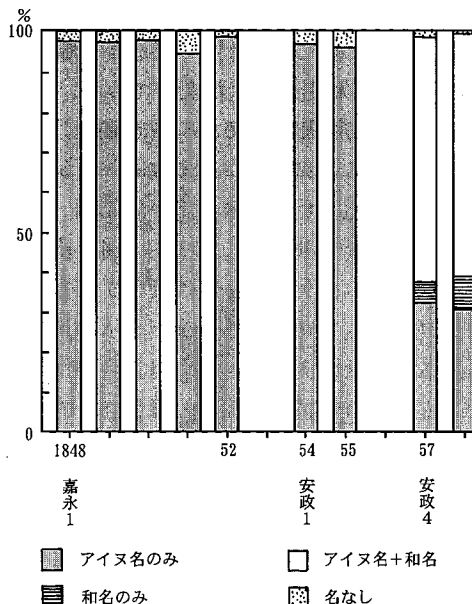


図2 根室場所におけるアイヌ名・和名別人口比
「藤野家文書」、「加賀家文書」、「松浦武四郎文書」により作成。

必ずしもアイヌ名から和名へ完全に改名されてしまったわけではなく、約60%の人はアイヌ名と和名の2つの名を保持していたことになる。

安政2年には、まだ自分の名前をもたない5歳以下の男女を除く全ての人、アイヌ名のみをもっていた。それが安政4年には、アイヌ名のみをもつ人は、56歳以上の男性と26歳以上の女性にほぼ限られるようになる(図3)。アイヌ名のほかに和名をも保持するようになったのは、主に男性と若い女性である。和名のみをもつ人は、25歳以下、とくに5歳以下の男女でみられた。これは、アイヌに対する和名化政策が、男性や若い女性および5歳以下の男女に浸透し易く、26歳以上の女性には受け入れられ難かったことを示している。和名化が女性に受け入れられ難かった¹⁷⁾ことは、アイヌの女性の口辺や手の甲にみられる文身(入れ墨)が、明治35(1902)年頃になるまでかなり続いていた¹⁸⁾ことにも表れている。つまり、男性が耳環をやめて髭を剃ることなどに較べて、女性が文身を消すことは物理的により困難であったと考えられるが、それだけでは説明されないことを示している。

アイヌの家を、役職者¹⁹⁾の家と非役職者の家に分けて、和名化の状況をみてる。安政4年における役職者の家(34戸、179人)と非

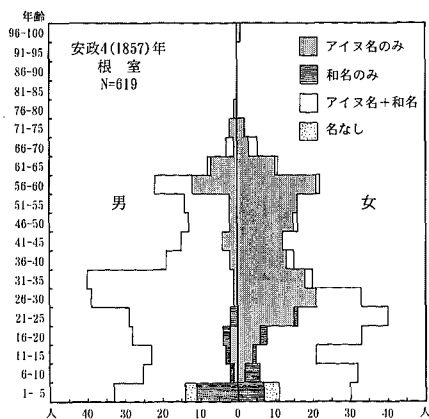


図3 安政4(1857)年の根室場所における性・年齢別にみたアイヌ名・和名別人口
「藤野家文書」、「加賀家文書」により作成。

役職者の家(99戸、440人)を比較すると、役職者の家の方がアイヌ名のみをもつ人の割合がより低く、アイヌ名と和名をもつ人の割合がより高かった(表3)。役職者の家では、戸主およびその息子はすべて和名をもち、非役職者の家では、戸主の27.3%、その息子の8.6%はまだアイヌ名のみをもっていた。しかしその一方で、戸主の妻およびその娘に着目すると、役職者の家の方がアイヌ名のみをもつ人の割合がより高かった。つまり、最も和名化政策を受け入れたのは役職者の家の戸主とその息子であった。一方、最も和名化政策に抵抗したのは役職者の家の戸主の妻であり、次いで非役職者の家の戸主の妻、非役職者の家のその他の構成員、役職者の家の娘、非役職者の家の戸主、非役職者の家の娘など

表3 安政4・安政5(1857・1858)年の根室場所における和名化と社会的身分

(a)安政4(1857)年		人(%)				
		アイヌ名のみ	和名のみ	アイヌ名と和名	無名	計
役職者の家	戸主	0(0)	1(2.9)	33(97.1)	0(0)	34(100)
	戸主の妻	21(80.8)	0(0)	5(19.2)	0(0)	26(100)
	戸主の息子	0(0)	2(13.3)	13(86.7)	0(0)	15(100)
	戸主の娘	9(30.0)	0(0)	20(66.7)	1(3.3)	30(100)
	その他	11(14.9)	4(5.4)	58(78.4)	1(1.3)	74(100)
	小計	41(22.9)	7(3.9)	129(72.1)	2(1.1)	179(100)
非役職者の家	戸主	27(27.3)*	0(0)	72(72.7)	0(0)	99(100)
	戸主の妻	43(69.4)	1(1.6)	18(29.0)	0(0)	62(100)
	戸主の息子	3(8.6)	3(8.6)	29(82.8)	0(0)	35(100)
	戸主の娘	6(18.8)	2(6.2)	22(68.8)	2(6.2)	32(100)
	その他	75(35.4)	10(4.7)	127(59.9)	0(0)	212(100)
	小計	154(35.0)	16(3.6)	268(60.9)	2(0.5)	440(100)
(b)安政5(1858)年		人(%)				
役職者の家	戸主	2(7.1)	1(3.6)	25(89.3)	0(0)	28(100)
	戸主の妻	19(95.0)	0(0)	1(5.0)	0(0)	20(100)
	戸主の息子	0(0)	2(15.4)	11(84.6)	0(0)	13(100)
	戸主の娘	7(26.9)	1(3.8)	18(69.3)	0(0)	26(100)
	その他	14(23.0)	9(14.8)	38(62.2)	0(0)	61(100)
	小計	42(28.4)	13(8.8)	93(62.8)	0(0)	148(100)
非役職者の家	戸主	24(23.1)**	2(1.9)	78(75.0)***	0(0)	104(100)
	戸主の妻	44(67.7)	2(3.1)	19(29.2)	0(0)	65(100)
	戸主の息子	1(2.1)	5(10.6)	41(87.3)	0(0)	47(100)
	戸主の娘	11(32.4)	7(20.6)	16(47.0)	0(0)	34(100)
	その他	69(30.0)	22(9.6)	137(59.5)	2(0.9)	230(100)
	小計	149(31.0)	38(7.9)	291(61.7)	2(0.4)	480(100)
計		191(30.4)	51(8.1)	384(61.2)	4(0.3)	628(100)

*うち8人は女性。 **うち8人は女性。 ***うち1人は女性。
「松浦武四郎文書」、「藤野家文書」、「加賀家文書」により作成。

表4 安政3～安政5(1856～1858)年における同名事例と同名率

地域	同名事例				同名率 (%)
	アイヌ名 とアイヌ名	アイヌ名 と和名	和名 と和名	計	
ネモロ(根室)	4[0]	0[0]	3[60]	7[60]	1.1[9.6]
アッケシ(厚岸)	0	0	0	0	0
タカシマ(高島)	0	0	1	1	1.5
ソウヤ(宗谷)	1	0	1	2	0.5
シズナイ(静内)	0	1	0	1	0.1
アブタ(虻田)	1	0	3	4	0.7
ミツイシ(三石)	0	0	1	1	0.4
ウス(宇寿)	3	0	0	3	0.6
エサシ(枝幸)	0	0	0	0	0
モンベツ(紋別)	6	0	0	6	0.8
ウラカワ(浦河)	1	0	0	1	0.2
ホロイズミ(幌泉)	0	0	0	0	0
ニイカブ(新冠)	4	0	0	4	1.0
トカチ(十勝)*	2	0	0	2	0.3
カラフト(北蝦夷地)*	0	0	0	0	0
ユウフツ(勇払)	4	0	0	4	0.3
サル(沙流)	7	0	0	7	0.6
シャマニ(様似)	8	0	0	8	4.4

*一部の地域を除く。

[]内の値は、2つの名(アイヌ名と和名)をもつ人の場合に和名のみを対象としたときの値である。

アッケシ、モンベツ、ホロイズミ、カラフト、シャマニは安政3年、ソウヤ、ウス、エサシは安政4年、その他の地域は安政5年の値である。史料は表2と同じである。

である。このような傾向は、安政5年においても同様であった(表3)。

総じて、第2回目の幕府の蝦夷地直轄による同化政策も、「こうした無理は成功するはずがなかった」²⁰⁾といわれるように、あまり成功したとはいえなかった。

Ⅲ. 命名規則と和名化

(1) 安政期のアイヌ社会と命名規則

アイヌ社会における個人名の命名規則には、死亡者との同名を避けるというものと、同時居住者との同名を避けるというものがある。ここでは後者の同時居住者間の命名規則のみを対象とする。東蝦夷地では虻田、宇寿、勇払、沙流、新冠、静内、三石、浦河、様似、幌泉、十勝、厚岸、根室場所、西蝦夷地では紋別、枝幸、宗谷、高島場所、そして北蝦夷地を含めて計18地域を対象として、個人名の照合によって同名率²¹⁾を求めた(表4)。様似

表5 根室場所におけるアイヌ名・和名と同名事例

年	同名事例			計
	アイヌ名 とアイヌ名	アイヌ名 と和名	和名と和名	
嘉永1(1848)	10	0	0	10
嘉永2(1849)	7	0	0	7
嘉永3(1850)	8	0	0	8
嘉永4(1851)	10	0	0	10
嘉永5(1852)	8	0	0	8
嘉永7(1854)	8	0	0	8
安政2(1855)	5	0	0	5
安政4(1857)	4[0]	0[0]	1[58]	5[58]
安政5(1858)	4[0]	0[0]	3[60]	7[60]

同名事例数の値は、2つの名(アイヌ名と和名)をもつ人の場合にアイヌ名のみを対象としたものであり、[]内の値は和名のみを対象としたものである。史料は表3と同じである。

場所の同名率の値が最も高く4.4%であり、高島場所は1.5%、根室場所は1.1%、新冠場所は1.0%である。この4地域が同名率1%以上の地域である。同じ名をもつのは2人とは限らないので、事例数のみではなく人数でも、最大は新冠場所の5.5%であり、どの地域も非常に低い値であった。このように、「近所の人と同じ名はつけない」という命名規則は、安政3～安政5(1856～1858)年には蝦夷地の広い地域において機能していたと考えられる。命名規則の空間的適用範囲は、集落のみならず場所という地域的範囲にまで及んでいた。

(2) 根室場所における命名規則と和名化

安政4～安政5(1857～1858)年の根室場所では、約60%の人々がアイヌ名と和名の2つの名を保持していた。命名規則がどの程度に遵守されていたのかを分析するにあたって、同一人物が2つの名(アイヌ名と和名)を保持する場合には、アイヌ名を対象とする場合と、和名を対象とする場合に分けることにする。

アイヌ名を対象とする場合、嘉永1～安政5(1848～1858)年の根室場所では、同名事例のほとんどはアイヌ名とアイヌ名の同名であった(表5)。和名と和名の同名事例は、和名のみをもつ人々の間で生じており、安政4

年の1例と安政5年の3例にすぎない。いずれにしても同名事例数は非常に少なく、同名事例数の人口に占める割合も非常に低かった。

つぎに和名を対象とする場合には、和名と和名の同名事例は安政4年に58例、安政5年に60例と非常に多くなり(表5)、同名事例数の人口に占める割合も安政4年に9.4%、安政5年に9.6%と高い値となる(表4)。ただし、この58例と60例の和名の同名事例について、それぞれのアイヌ名を照合すると、すべてにおいて異なっており、アイヌ名の同名事例は1例もなかった。

つまり、2つの名(アイヌ名と和名)を保持する人の場合、和名に着目すると同名事例は多く確認され命名規則が混乱したように見える。しかし、アイヌ名に着目すると命名規則はよく遵守されていたことになる。

(3) 同名率と和名化率の経年変化

根室、静内、高島場所の3地域について、同名率の経年変化をみると、どの地域においても安政2(1855)年以降に同名率の値が上昇していることがわかる(図4)。高島場所は、

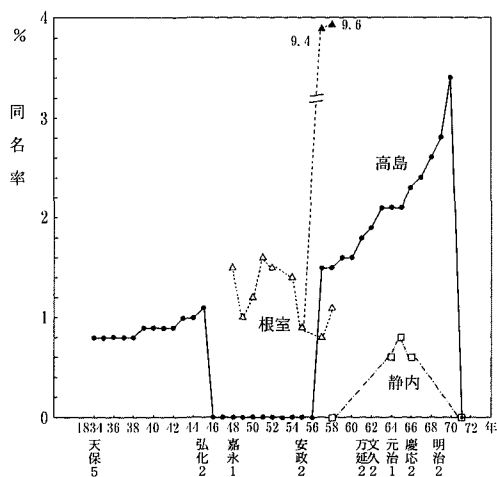


図4 高島・根室・静内場所における同名率の変化
安政4(1857)・安政5(1858)年の根室場所において、△はアイヌ名に着目した場合の同名率、▲は和名に着目した場合の同名率を示す。▲を除く根室場所の同名率は遠藤匡俊(注2))による。「藤野家文書」、「加賀家文書」、「松浦武四郎文書」、「西川家文書」、「シツナイ御場所惣土人別家数名前書上」、「寛」、「稲田家静内郡支配中取調書」により作成。

表6 静内場所におけるアイヌ名・和名と同名事例

年	同名事例			計
	アイヌ名とアイヌ名	アイヌ名と和名	和名と和名	
安政5(1858)	0	1	0	1
元治1(1864)	0	1	23	24
慶応1(1865)	0	1	29	30
慶応2(1866)	2	1	24	27
明治4(1871)	3	0	0	3

「松浦武四郎文書」、「シツナイ御場所惣土人別家数名前書上」、「寛」、「稲田家静内郡支配中取調書」により作成。

渡島半島南部の和人専用居住地である和人地にも距離的に近く、幕末期にはアイヌは年間を通して和人に労働力を提供していた地域として知られる²²⁾が、安政3年以前には同名率はかなり低かった。ただし、安政4～安政5(1857～1858)年の根室場所では、2つの名(アイヌ名と和名)をもつ人の和名に着目すると同名率は上昇したが、アイヌ名に着目すると同名率は低いままである。このように、安政2年以降に上昇するという同名率の変化パターンは和名化率の変化パターン(図5)と非常に類似している。

静内場所で元治1～慶応2(1864～1866)年間に同名率が上昇しているが、この同名事例のほとんどは和名と和名の同名であった(表6)。静内場所の和名化率と同名率は、いずれも明治4(1871)年には急激に低下している。

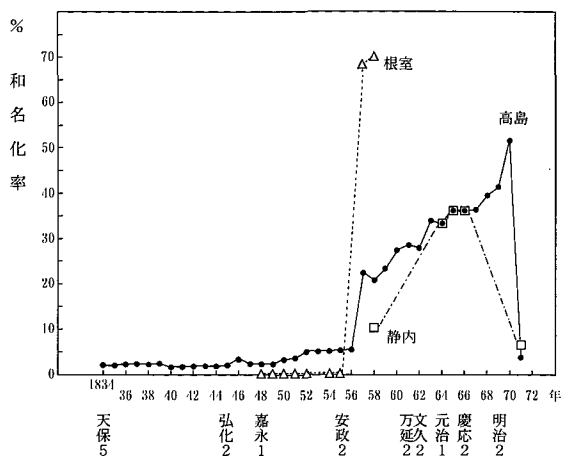


図5 高島・根室・静内場所における和名化率の変化
史料は図4と同じ。

明治4年の史料である「稲田家静内郡支配中取調書」には、ほとんどのアイヌがアイヌ名のみで記されている。これは、安政2年以降に和名化した人が明治期になって和名を捨てて新たにアイヌ名を命名したというよりは、安政2年以降に史料上は和名のみを保持することになっていたとしても、アイヌ名はずっと持っており、アイヌの人々の間ではアイヌ名が使用されていた可能性のほうが高いと考えられる。

(4) アイヌ文化と和名化

安政2(1855)年以降に、根室場所においては和名保持者が非常に多くなり、同名事例が急増した。

しかし、安政5(1858)年に根室場所を調査した松浦武四郎は、道案内を依頼した根室場所の4人のアイヌが、それぞれ2つの名(アイヌ名と和名)をもっているはずでありながら、自分自身の和名を知らなかった²³⁾ことを記している(「松浦武四郎文書」)。さらに明治期の北海道では、戸籍簿には日本語の姓名を登録しながら、アイヌの人々の間ではアイヌ名が依然として用いられ²⁴⁾、漢字で記される姓名をアイヌはあまり使用しなかった²⁵⁾。昭和30～昭和35(1955～1960)年頃ばかりか昭和59(1984)年においてさえ、アイヌの人々は日本語の姓名のほかにアイヌ名をもっていた²⁶⁾。

このようなことから、人別帳などの和人側が残した歴史的史料には、たとえ和名のみが記されていたとしても実際にはアイヌの人々はアイヌ名をもっていた可能性があり、たとえ和名をもっていたとしてもアイヌの人々の間では和名ではなくアイヌ名が使われていた可能性が高い。したがって、第2回目の幕府直轄期以降はアイヌの和名化が進められたものの、その意味するところは表層的なものであり、個人名の命名規則に関するかぎり、アイヌ文化は存続していたと考えられる。つまり和名化は、人別帳などの史料の上では擬制

的な和人の移民・植民とみなすことができるものの、個人名の命名規則というアイヌ文化には、あまり大きな影響をもたらさなかったと考えられる。

IV. むすび

- ① 第1回目の幕府の蝦夷地直轄と同化政策によって、寛政12(1800)年の捉捕場所ではアイヌの和名化率は18.6%であった。しかし、享和3(1803)年の厚岸場所でごく少数の和名化の事例が確認されるものの、文化9(1812)年の静内場所、文政5(1822)年の高島場所、文政11(1828)年の北蝦夷地東浦では、和名化した事例はほとんど無かった。第1回目の幕府の同化政策は、和名化に関する限りは、必ずしも成功したとはいえない。
- ② 安政5(1858)年の根室場所は、蝦夷地のなかでもアイヌの和風化率が非常に高かったことで知られる。個人単位の分析によっても、和名をもつアイヌの人口に占める割合は安政4(1857)年に67.8%、安政5(1858)年に69.3%と高かった。しかし、根室場所における和名保持者の多くは、和名のほかにアイヌ名をも保持しており、和名のみをもつ人は安政4年に3.7%、安政5年に8.1%にすぎなかった。
- ③ 和名化政策は、男性や若い女性および5歳以下の男女に浸透し易く、26歳以上の女性には受け入れられ難かった。同様に、役職者の家の戸主とその息子に浸透し易く、最も和名化政策に抵抗したのは役職者の家の戸主の妻であった。
- ④ 安政3～安政5年における同名率の値はどの地域においても非常に低く、命名規則は集落のみならず場所という地域的範囲にも及んでいた。根室場所においては、和名の同名率は安政4年に9.4%、安政5年に9.6%と高い値を示す。しかし、和名保持者の多くはアイヌ名をもっており、アイ

ヌ名に着目すると命名規則はよく遵守されていた。

- ⑤ 第2回目の幕府直轄期以降はアイヌの和名化がかなり進められた。しかし、その意味するところは表層的なものであり、個人名の命名規則というアイヌ文化に関するかぎり、アイヌの人々の間で存続していたと考えられる。つまり、ロシアとの国境問題を抱えていた時代背景からして、アイヌの和名化を擬制的な和人の移民・植民とみなすことはできるが、その和名化は、個人名の命名規則というアイヌ文化には、あまり大きな影響をもたらさなかったと考えられる。

(岩手大学教育学部)

〔付記〕

本稿の内容は、1999(平成11)年11月人文地理学会大会、2001(平成13)年3月日本地理学会春季学術大会、2001(平成13)年7月歴史地理学会大会において発表した。

〔注〕

- 1) ①バチエラ、ジェー『アイヌ人及其説話 中編』、教文館、1901、1～240頁。②Batchelor, John, *The Ainu and their folklore*, The religious tract society, 1901, 604p. (ジョン・バチエラー著、安田一郎訳『アイヌの伝承と民俗』、青土社、1995、520頁)。
- ③Batchelor, John, *Ainu life and lore: Echoes of a departing race*, Kyobunkan (教文館), Tokyo, 1927, 448p. (ジョン・バチエラー著、小松哲郎訳『アイヌの暮らしと伝承』、北海道出版企画センター、1999、369頁)。
- ④バチエラー、ジョン『アイヌ人とその説話』、富貴堂、1925、1～462頁。
- ⑤久保寺逸彦「命名」(アイヌ文化保存対策協議会編『アイヌ民族誌』、第一法規、1969)、472～473頁。
- 2) 遠藤匡俊「19世紀中葉の根室場所におけるアイヌの改名と命名規則の空間的適用範囲」、地理学評論74A、2001、601～620頁。
- 3) 前掲2)。
- 4) 前掲2)。
- 5) ①村尾元長『あいぬ風俗略志』、北海道同盟著譯館、1892、1～206頁。②村尾元長「水哉叢書 近藤守重事蹟考」(國書刊行會編『近藤正齋全集 第一』、國書刊行會、1905)、1～52頁。③高倉新一郎『アイヌ政策史』、日本評論社、1942、1～671頁。④高倉新一郎『新版 アイヌ政策史』、三一書房、1972、1～616頁。⑤新北海道史編纂委員会編『新北海道史 第2巻』、北海道、1970、1～902頁。⑥海保嶺夫『日本北方史の論理』、雄山閣、1974、1～321頁。⑦海保洋子「近代天皇制と「異族」の「臣民」化研究ノート—アイヌ民族の場合—」、歴史評論305、1975、71～102頁。⑧海保嶺夫「アイヌ人名の日本語化—「創氏改名」事始め—」、史観100、1979、25～39頁。⑨海保洋子「『異域』の内国化と統合—アイヌ民族と『同化』政策—」(鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗 2』、日本評論社、1982)、229～261頁。⑩菊池勇夫「外圧と同化主義—幕領期アイヌ支配の位置—」(高倉新一郎監修・海保嶺夫編『北海道の研究 第4巻』、清文堂、1982)、1～30頁。⑪菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』、雄山閣、1984、1～340頁。⑫稲垣令子「近世蝦夷地における儀礼支配の特質—ウイマム・オムシャの変遷を通して—」(民衆史研究会編『民衆生活と信仰・思想』、雄山閣、1985)、111～130頁。⑬川上 淳「中・近世アイヌ社会の首長について—乙名を中心として—」、根室市博物館開設準備室紀要1、1986、53～73頁。⑭榎森 進『アイヌの歴史—北海道の人びと(2)—』、三省堂、1987、1～263頁。⑮菊池勇夫『北方史のなかの近世日本』、校倉書房、1991、1～390頁。⑯海保洋子『近代北方史—アイヌ民族と女性と—』、三一書房、1992、1～327頁。⑰菊池勇夫『アイヌ民族と日本人』、朝日新聞社、1994、1～297頁。⑱菊池勇夫『エトロフ島—つくられた国境—』、吉川弘文館、1999、1～222頁。
- 6) 前掲5) ③、④。
- 7) 前掲5) ②。
- 8) ①北海道史編纂委員会編『北海道史 第1

- 卷』、北海道庁、1918、478～479頁。②前掲5)③、④。③前掲5)⑧。
- 9) 前掲5)⑩。
- 10) 前掲5)⑩。
- 11) 前掲5)⑧の分析による。ただし役職者については注19)に記した。
- 12) ①前掲5)⑥。②前掲5)⑩、⑪。③前掲5)⑭。④前掲5)⑯。
- 13) ①高倉新一郎「アイヌ部落の変遷」、社会学7、1940、130～163頁。②前掲5)③、④。③前掲5)⑤。④前掲5)⑯。⑤前掲5)⑪。ただし、②前掲5)③、④および③前掲5)⑤に記されている帰俗者数の人口に占める割合(本稿の和風化率)を、④前掲5)⑯では和名化率としているが、帰俗者と改名者とは必ずしも一致しないと考えられる。
- 14) ①前掲5)③。②海保洋子「蝦夷地の戸籍史料について—その成立と性格をめぐって—」、北海道史研究22、1980、13～35頁。
- 15) 「観国録」を史料とした前掲5)④、361頁。による。このほかに安政4(1857)年の北蝦夷地クシュンコタン集落の事例は前掲5)⑧に示されている。
- 16) ①前掲5)③、④。②前掲5)⑤。③前掲5)⑥、⑧。④田端 宏「幕領化される蝦夷地」(角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 1 北海道 下巻』、角川書店)47～49頁。
- 17) 和名化を含む和風化が、択捉、紋別場所において女性に受け入れられ難かったことは、前掲5)⑯によって示されている。
- 18) アイヌの女性の口辺や手の甲にみられる文身(入れ墨)は、幕府による2度の同化政策と明治政府(開拓使)によって禁止されてきた。①兒玉作左衛門・伊藤昌一「アイヌの文身の研究」、北方文化研究報告2、1939、1～112頁。②吉田 巖『北海道河西郡帯広町伏古旧土人調査資料』、北海道庁立日新尋常小学校、1～41頁。③吉田 巖『心の碑』、北海出版社、1～263頁。④吉岡郁夫『いれずみ(文身)の人類学』、雄山閣、1～276頁。
- 19) 史料に乙名、小使、土産取あるいは年寄、船頭、庄屋、名主などと記された人を、本研究では役職者とよぶことにする。
- 20) 前掲5)④、360頁。
- 21) 同名率(%)=100×(同名事例数)/(アイヌ人口)。前掲2)による。
- 22) ①長谷川伸三「幕末期西蝦夷地における場所経営の特質—西川家高島場所の事例—」(地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道—歴史と生活—』、雄山閣、1981)、57～87頁。②長谷川伸三「幕末期西蝦夷地高島場所における現地労働力の存在形態」、商学討究37-1・2・3(合併号)、1987、57～80頁。
- 23) この事例を前掲5)⑮は「蝦夷地派遣の幕府役人が手前勝手によって一方的に命名していたことがうかがわれる」としている。
- 24) ①前掲1)①。②前掲1)②、③。③前掲1)④。
- 25) 前掲5)①。
- 26) ①服部四郎編『アイヌ語方言辞典』、岩波書店、1964、1～556頁。②村崎恭子「樺太アイヌの昔話 TUYTAH」(北方言語研究者協議会編『アイヌ語の集い—知里真志保を継ぐ—』、北海道出版企画センター、1994)、37～47頁。③村崎恭子「樺太アイヌの人々」、白い国の詩(東北電力株式会社地域交流部)521、2000、4～13頁。

Name-giving Prohibition as an Element of Ainu Culture
and Assimilation Policy in the Nemuro District of Hokkaido, Japan, 1848-1858

Masatoshi ENDO

The Tokugawa Shogunate assumed direct political control over parts of the Ainu land in response to a perceived threat from Russia in the nineteenth century (1799-1821 and 1855-1868). The assimilation policies of the Tokugawa Shogunate were to try to change the culture of the Ainu people to Japanese style, such as hairstyle, clothing, and individual name-giving. There was name-giving prohibition as an element of Ainu culture in the Nemuro district of Hokkaido, 1848-1858. Name-giving prohibition among the Ainu dictated that the name of a living neighbor or a dead person should not be given to another individual. The purpose of this study is to investigate how the assimilation policy of the Tokugawa Shogunate influenced the name-giving prohibition as an element of Ainu culture. The findings of the analysis are as follows:

- (1) The ratio of Japanese names(the number of persons who have Japanese names/the total number of inhabitants) of the Ainu people was 18.6% in the Etorohu district in 1800. That ratio was very small in the Akkeshi district in 1803, Shizunai district in 1812, Takashima district in 1822, and in the east coast of the southern Sakhalin (Karahuto) in 1828. Therefore, it was recognized that the first assimilation policy during the period of 1799-1802 on changing their Ainu-language names to Japanese-language names was not successful.
- (2) So far, the Ainu in the Nemuro district had been thought to have changed their own culture more significantly to Japanese culture, because the ratio of Japanese names was higher there in 1858. In the Nemuro district, the number of persons who had Ainu names only was over 90% of the total number of inhabitants from 1848 to 1855, but was about 30% of the population from 1857 to 1858. The ratio of Japanese names were 67.8% in 1857 and 69.3% in 1858. These numbers indicated that the second assimilation policy during 1855-1859 seems to have been successful. However, many of the persons who had Japanese names, had Ainu names in practice, too. The Ainu people who had Japanese names only were 3.7% in 1857 and 8.1% in 1858.
- (3) The second assimilation policy on the individual names was accepted well by men, young women, and infants under 5 years of age in the Nemuro district. Women over 26 years of age did not easily obey the assimilation policy of the Tokugawa Shogunate that tried to change their Ainu-language names to Japanese-language names. The ratio of Japanese names was large in the heads of the "special" households and their sons but was very small in the wives of heads of the special households. In special households one or more members played an important role both in Ainu society, and in the interrelations between the Ainu and the Japanese.
- (4) The name-giving prohibition was applied and well maintained, not only among individual settlement dwellers, but also among the inhabitants of each district in the broad part of the Ainu land from 1856 to 1858. Focusing on the Japanese names only in case of the two names holders who had both Ainu names and Japanese names, the ratio of the persons against the name-giving prohibition on a living persons(the number of persons whose names were same with living

persons/the total number of inhabitants) were 9.4% in 1857 and 9.6% in 1858 in the Nemuro district. Nevertheless, focusing on the Ainu names only of the two names holders, that ratio were only 0.8% in 1857 and 1.1% in 1858.

- (5) It was concluded that as far as the name-giving prohibition was concerned, the Ainu culture was sustained in the Nemuro district from 1856 to 1858 even under the assimilation policy of the Tokugawa Shogunate.

Key words: Ainu, name-giving prohibition, Japanese-language name, assimilation policy, Nemuro district